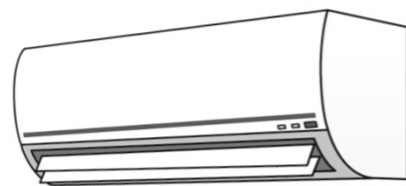


住民税
非課税世帯

住民税均等割
のみ課税世帯

児童扶養手当
受給世帯

エアコンの 購入費用を助成します



受付開始

申請書提出期限

令和8年8月24日～令和9年2月28日

対象世帯

以下のいずれかに該当する世帯

1. 令和8年度の世帯員全員の住民税が非課税
2. 令和8年度の住民税が均等割のみ課税
3. 令和8年度中に児童扶養手当の受給がある

助成上限額

10万円

※購入費(設置・工事費等含む)が
10万円に満たない場合はその額
※1世帯1回1台限り
※東京ゼロエミポイントの併用可

支給要件

対象世帯のうち、以下のすべてを満たすこと

1. 自宅にエアコンが1台もない、もしくは故障等で冷房機能が使用できない状態
2. 申請日時点で、生活保護を受給していない
3. 申請日時点で、世帯員全員が中野区で住民登録をしている



エアコン設置状況確認のため、ご自宅への訪問調査があります。
交付決定前に購入したものは助成対象外です。

お問合せ
お申込み

① 中野区低所得世帯向けエアコン設置緊急支援事業(専用受付)

03-3228-2770

② 中野区健康福祉部生活援護課自立支援係(事業担当)

03-3228-5637

①、② 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

▼詳しくはこちら



 中野区

申請から助成金受け取りまでの流れ

1 助成希望のご連絡

表面の対象世帯、支給要件に該当し助成を希望する方は電話でお問い合わせください。

①専用受付：03-3228-2770 ②事業担当：03-3228-5637

2 申請書のご提出

区からご自宅へ申請書様式をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、郵送でご提出ください。

< 提出期限：令和9年2月28日（当日消印有効）まで >

3 訪問調査の実施

調査担当者が事前に電話でご連絡のうえ、ご自宅を訪問し、全ての部屋でエアコンが未設置または冷房機能が使用できない状態であることを調査、確認します。

4 交付決定通知の受取

対象世帯や要件、訪問調査の結果、助成対象世帯には区から「中野区エアコン購入費助成金交付決定通知書」をご自宅へ郵送します。 ※6で必要となる請求書類も同封します。

5 エアコンのご購入

交付決定通知書が届きましたら、新品のエアコンを購入してください。購入の際、必ずエアコン本体と設置工事費のそれぞれの金額がわかる領収書をもらってください。

6 助成金の請求

エアコン購入、設置後「中野区エアコン購入費助成金 請求書兼口座振替依頼書」と 領収書などの必要書類を郵送でご提出ください。

< 提出期限：令和9年3月31日（当日消印有効）まで >

7 助成金の受取

助成金交付額が確定しましたら、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

※請求書が届いてから振込まで1～2か月程度かかります。



エアコン購入費助成を騙る「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください

- ・区役所が助成にあたり、手数料などの振り込みを依頼することは絶対にありません。
- ・区役所がATM等の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・区役所が口座やクレジットカードの暗証番号をお聞きすることは絶対にありません。